

平成30年度第1回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成30年4月13日（金）
午前9時30分～11時15分
場所：本館3階 委員会室

日程第1 諮問事項について

住民情報システムの更新に伴う各業務システムに関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

【担当：市民部戸籍住民異動室他12室】

【概要】

住民基本台帳や税、社会保障など幅広い事務で利用している住民情報システムを今年度更新することに伴い、庁内でシステムサーバを管理していたものがデータセンターを利用することとなる。

これにより、当該システムで行う事務に係る特定個人情報保護評価書（PIA）の記載のうち、重要な変更にあたる特定個人情報の保管場所やリスク対策の記載を見直す必要が生じたことから、PIAを再実施し、その第三者点検として諮問するものである。

本来であれば、システムを利用する全ての事務について1件ずつ担当課が説明するところだが、事務が21件と多いこと、その変更理由及び変更箇所が同じであることから、今回、住民基本台帳に関する事務のみ担当課から説明し、他20件については次期住民情報システム準備室が代表して説明する。

【質疑応答】

委：総務省が10年前に発出したガイドラインの中で、安全性及び信頼性に関して事業者を求める開示項目一覧を示している。古い資料にはなるが、専門家がシステム調達の際、仕様書に載せる参考になっているため、本件のシステム調達時にも活用されたい。

市：現在、公告している仕様書の内容は、総務省の示しているガイドライン「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示指針」で示されている項目をクリアした内容となっている。

受託者が選定され次第、実際のクラウド環境について仕様書の基準を満たしているのか、現地確認を行う。

委：自治体によっては、個人情報保護条例等でオンライン結合について規制されている場合がある。クラウド化はそれに該当すると思うが、箕面市において抵触する規定はないか。

市：オンライン結合とは、通信回線を通じた情報システムの結合と理解しているが、本市個人情報保護条例ではオンライン結合について規制がないため、クラウド化について問題はない。

ただし、情報システム管理運営に関する条例とそれに付随する例規において、「個人情報を取り扱う情報システムのサーバ等を、市が保有する庁舎以外に設置しようとするときは、情報セキュリティ委員会の承認を受けること」と規定されており、本件はこれに該当している。

これに基づき、本審議会に諮問する前に情報セキュリティ委員会からシステムの導入許可を得て、その通知書を資料として添付している。

委：国の機関である個人情報保護委員会は、番号利用事務単位の内部監査や事務ごとのマニュアルを作るよう求めている。内部監査の際はPIAのリスク対策と関連づけた実施を推奨したいと思うが、どうか。

市：平成30年2月22日に「児童手当に関する事務」について内部監査を行った。具体的には、担当課へのヒアリング及び実地調査において、事務フロー、システムの操作手順及び文書の保管方法等を確認したものである。

指摘事項としては、シュレッダー直前で要不要の判断がつきやすいよう複数の課室でシュレッダー用廃棄箱を共有していたものを課単位で設置する等指導した。

監査ではPIAのリスク対策を使用し、そこに記載された内容どおりに運用されているかどうかを確認した。また、PIAの実施が義務付けられていない事務についても、業務マニュアル及びフローが作成されていることを確認している。今後は、個人情報保護委員会が提供する様式を利用し、マイナンバー監査同様、適切な取扱いがなされるよう指導していく。

委：クラウド化に伴って、データセンターの仕様が重要になってくると思うが、入札にあたっての細かい要件はあるのか。

市：資料に記載した要件が仕様になっており、それをクリアした者が入札してくる。

委：競争入札か。

市：総合評価入札として、金額、提案書、プレゼン内容を総合的に評価し、選定する。よって、データセンターの仕様は最低限の要件である。

委：選定はどこが行うのか。

市：住民情報システムに関係する部局の副部長級の職員がメンバーとなり、選定する。

委：住民基本台帳に関する事務に係るPIA（以下、「住基PIA」という）P15「6 特定個人情報の保管・消去/保管場所」の記載中「鍵付のキャビネット内での保管」とは、庁舎内のキャビネットか。

市：そのとおりである。

委：住基 PIA の変更箇所一覧では、生体認証を指紋認証に変更している。一方、P28「リスク2：権限のない者によって不正に使用されるリスク/ユーザ認証の管理/具体的な方法」の記載中「生体認証」はこのままで良いか。

市：生体認証から指紋認証に変更した部分は、サーバ室への入退室に関する内容であり、当該記載は住基システムのアクセスに関するものであるため、このままで良い。

委：住基 PIA の P45「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置/＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞」の記載中「バックアップファイルの取得は入退室管理をしているサーバ室内で」とあるが、データセンターではないのか。

市：この記載は住基 CS で保有している「(3)送付先情報ファイル」に関するもので、住基 CS サーバは庁舎内に残るため、このままの記載で良い。

委：いつまでに事業者を決めるのか。

市：現在は公告中で、6月までには選定したいと考えている。

委：P35「その他の措置の内」の記載中◆物理的対策では、＜住基システムが設置されたデータセンターにおける措置＞と＜その他の措置＞で区別して記載されているが、◆技術的対策では＜箕面市における措置＞で一括りにされている。どのように読めば良いのか。

市：措置の対象はデータセンター以外に端末やドキュメントも含まれる。◆物理的対策はそれら個別の対策のため区別して記載できるが、◆技術的対策は箕面市の情報システムとデータセンターの連携等、一体で考えるものとして区別なく記載している。記載がわかりにくく申し訳ない。

※ 審議会終了後、関係室等で検討した結果、◆物理的対策の＜その他の措置＞を＜箕面市におけるその他の措置＞に修正することとした。

委：介護保険法等の個別法の改正により、システムの改修も必要になってくると思うが、庁内連携機能にミスは生じないか。

市：クラウド化は、庁内サーバで情報を管理していたものをデータセンターを利用して管理することを指す。よって、運用について変更はない。バックアップについても、これまでどおり安全かつ安定した運用を行っていく。

委：日本年金機構による不正な再委託が判明したことから、会社の実績、信用度は重要だと思われる。

市：安全安定に移行するため、選定にあたっては事業者の実績を重視している。具体的には、府内 10 万人以上の自治体 2 団体以上で実績がある事業者を入札参加条件としている。

委：委員からはネガティブな意見が聞かれなかったことだけでなく、クラウド

化によってリソースの安全性が高められることから、公益性があるといえる。

委：クラウド化は時代の流れである。箕面市がいち早く導入することは賛成できる。

委：国としてはマイナンバー制度の導入作業が落ち着いたこともあり、自治体に対してクラウド化を強く推進している。これを受けて、自治体が整備しようとする流れがあり、府が主導で構築しているクラウドもある。

今回のクラウド化は国の求めに応じた整備とも言えるだろう。

委：業者選定は慎重に行い、くれぐれも情報の安全性を担保してほしい。

【答申】

本件は「妥当である」と答申する。

日程第2 報告事項について

平成29年度の特定個人情報保護評価の見直し結果について

【担当：総務部総務課】

PIAの見直しについては年に一度、本審議会で報告することとなっているため、見直し方法及び平成29年度の見直し結果について、事務局より説明した。

委：修正内容の欄に、委託先の変更というのがある。どういう理由で変更したのか。

市：委託業者が現委託者から変わったことに伴う、委託先名の変更である。

委：委託先の変更がなかった事務は、同じ委託業者が継続して実施しているということか。

市：契約期間が複数年にわたる場合は、当該年度に更新を迎えていないため、同じ委託業者が継続実施している。

日程第3 その他

次回定例開催日は、諸般の事業により平成30年5月11日（金）で開催できない。開催する場合は、4月27日までに日程調整を依頼する旨を確認した。